資料1

第9期計画の基本方針(案)について

1 第9期計画において、充実する必要がある取り組み

第8期計画の事業進捗状況や各種調査等の結果から見えてきた課題、協議会等の意見、国の方針を基に、第9期計画において充実する 必要がある取り組みについて検討

第8期計画の事業進捗から	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
見えてきた課題			
・特定健診の受診率向上のた	【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	・新型コロナの影響	【第9期介護保険事業
め、かかりつけ医からの受診	・介護予防が必要になった原因リスク要因は、骨折・転倒・脳卒中等に起因するこ	により、外出や人との	計画の基本指針】
勧奨や SMS の送付等、効果的	とが多く、性別や年齢などの属性に応じた予防策の取り組みが求められている。	交流が制限され、身体	・総合事業の充実化に
かつ効率的な取組みが必要。	【給付等データ分析】	が弱くなっている。転	ついて、第9期計画に
・通所型のサービスについて	・認知症やフレイルにより要介護になる方が多いため、早期発見し、介護予防に取	倒予防や認知機能低	集中的に取り組む重
は、介護事業者が行う通所サ	り組む必要がある。	下予防の取り組みを	要性を記載
ービスの利用が集中している	・本市は、新規認定者のうち、主治医の所見において運動機能および認知機能の自	強化して欲しい。	
ため、多様な主体がサービス	立度が高く元の生活に戻れる可能性が高い方(以下「自立度が高い方」という)が		
を展開できるような総合事業	多い傾向にある。		
の見直しが必要。	・自立した生活が困難な認定者より、自立度が高い方のほうが訪問・通所型サービ		
・教室型の介護予防事業につ	スの利用率が高い。		
いて、教室終了後の活動の継	・要支援1の人の追跡調査では、通所型サービス利用している方のほうが、悪化率		
続に繋がりにくい状況がある	が高く、改善する人も少なかった。		
ため、住民が主体となって身	・自立度が高い方は、介護サービスを利用しなくても、総合事業や、通いの場など		
近な場所で介護予防に取り組	へ参加で心身機能を維持できる可能性が高いことから、総合事業等の見直しにより		
めるような支援が必要。	高齢者の生きがいや介護予防の意欲向上に取組むくことが必要である。		

【充実する必要がある取り組み】 健康づくりと介護予防の推進(総合事業の見直し)

高齢者の健康づくり、介護予防事業の推進、保健事業と介護予防の一体的な実施、総合事業の充実化

※総合事業:要支援者への訪問介護・通所介護等を、市町村が地域の実情に合わせて実施するもの

第8期計画の事業進捗から	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
見えてきた課題			
・シルバー人材センターで	【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	・要支援になる前の	【法改正】
は、定年延長等の制度改正の	・コロナ禍の影響により、外出や人と接する機会が減少、心身の健康面が悪化。	健康な方への取組み	・働く意欲がある高年
影響により、会員確保が困	・地域活動等の参加者の多くが、心身の健康状態が良いと回答。	や社会参加の場の情	齢者がその能力を十
難。	【利用者インタビュー】	報提供等、地域活動の	分に発揮できるよう、
・地域における高齢者の生き	・団体での活動が、交流や、外出のきっかけとなり、家族や知り合い以外と会話や	支援を強化していく	高年齢者が活躍でき
がいづくりや社会参加の機会	相談ができる機会ができ、癒し、楽しみ、体力の向上につながるなど心身に良い影	必要がある。	る環境の整備を目的
である老人クラブにおいて、	響がある。		として「高年齢者等の
加入者数・クラブ数が減少し	・通えるところに、安心して参加できる小規模な活動場所が複数あり、選択ができ		雇用の安定等に関す
ている。	ると良い。		る法律」(高年齢者雇
			用安定法)の一部が改
			正(令和3年4月1日
			施行)
			【第9期介護保険事業
			計画の基本指針】
			有償ボランティアや
			就労的活動による高
			齢者の社会参加や生
			きがいづくりの促進

【充実する必要がある取り組み】

積極的な社会参加の推進

高齢者の社会参加と生きがいづくり・仲間づくりの促進

第8期計画の事業進捗から	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
見えてきた課題			
・避難所の協働運営は、地域	【在宅介護実態調査】	・避難行動要支援者	令和3年度の介護報
役員の高齢化により早朝・深	・災害が起きた場合にどのように避難するかについて、1 割強の方が「わからない」	名簿について、登録し	酬改定により、全ての
夜の従事などが難しくなって	や「介助者がいないので避難できない」と回答した方が存在していることから、在宅	たい方への働きかけ	介護サービス事業所
いる。	で介護を受ける方の災害時の対応について検討が必要。	が必要。	等を対象として、感染
・災害発生時における避難行	・新型コロナウイルスをはじめとした感染症や、度重なる大雨災害などに備え、高齢	・本人が名簿記載を	症及び自然災害それ
動要支援者の人的被害を軽減	者が安心して暮らせるよう、避難体制の整備や、高齢者施設における備えへの支援な ドの取り組みが必要	希望しない場合でも、	ぞれに対応する業務
するため、制度の普及や図上	どの取り組みが必要。	個人情報保護の例外	継続計画 (BCP) の策
訓練、災害時マイプラン作成		規定とする、包括的な	定、研修及び訓練の実
の推進、社会福祉協議会と連		同意を取る等の検討	施等が義務化 (令和 6
携した個別支援強化などが必		をしてはどうか。	年3月末までは努力
要。		・災害支援を行う中	義務、令和6年4月~
		で、介護事業所間のネ	義務化)
		ットワークでは、被災	•災害対策基本法改正
		の状況が把握できな	(令和3年度)
		かった。医療と介護な	避難行動要支援者
		どの情報共有・連携が	の「個別避難計画」作
		必要。	成が市区町村の努力
			義務化

【充実する必要がある取り組み】

災害や感染症への備えの強化

避難行動要支援者の避難体制整備、高齢者施設における BCP 作成推進

第8期計画の事業進捗から	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
見えてきた課題			
・認知症サポーターが習得し	【在宅介護実態調査】	・新型コロナの影響	【法改正】
た知識等を活かして、地域や	・主な介護者が不安に感じる介護は、「夜間の排泄」や「認知症状への対応」と回	により、外出や人との	・「共生社会の実現を
職域での活動に拡大していく	答した方が多い。	交流が制限され、身体	推進するための認知
ための仕組みづくり。	【在宅生活改善調査】	が弱くなっている。転	症基本法」(R6.4.1 施
・認知症カフェが、認知症の	・在宅生活の維持が難しくなっている理由を見ると、認知症の症状の悪化や、必要	倒予防や認知機能低	行)(認知症施策策定
人や家族等の悩みの相談や誰	な身体介護の増大のほか、介護に係る不安や負担などが多数となっており、認知症	下予防の取組みを強	計画策定努力義務化)
でも参加して交流できる居場	への対応や在宅でも安心して暮らせる介護サービスの周知と適切な対応の促進が必	化して欲しい。	【第9期介護保険事業
所であることの一層の周知が	要	・認知症カフェの数	計画の基本指針】
必要。	【給付等データ分析】	が3年間で拡大。早期	・認知症の正しい知識
・権利擁護に関する相談・支	・介護認定に至った原因疾患の分析によると新規認定者の4人に1人が認知症との	発見対応のため、認知	の普及啓発により認
援は、課題が多様化、複雑化	結果があり、介護認定を受けることなく生活する上で、認知症施策を推進すること	機能テストを無償で	知症への社会の理解
しており、適切に対応できる	は重要である。	実施しては。	推進が必要。
相談体制の強化が必要。		・認知症を原因とし	【第9期介護保険事業
・虐待の早期発見通報に向		た虐待は増えている。	計画の基本指針】
け、虐待の正しい知識の周知		認知症について市民	•認知症施策推進大綱
啓発や介護負担の軽減、認知		が、できることを知っ	の中間評価を踏まえ
症への理解促進が必要。		てもらうきっかけづ	た施策の推進
		くりが大切。	

【充実する必要がある取り組み】 認知症施策の推進

認知症・虐待防止への理解を深めるための普及・啓発、認知症の人やその家族への支援、成年後見制度の普及・利用促進

各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
【介護サービス事業所調査】	・介護サービス事業	【第9期介護保険事業
・事業運営上の課題として、「マンパワーの不足」を挙げる事業所が多く、特に施	所において、人員不足	計画の基本指針】
設系サービスで顕著に見られる。	と介護報酬の低さが	・地域包括ケアシステ
・従業者の確保のために行政に期待することは、「申請書などの手続きの簡素化」の	課題。人員不足解消の	ムを支える介護人材
割合が高い	ため、事務手続きの簡	確保及び介護現場の
・人材が不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い(定着率が低	素化を進めて欲しい。	生産性向上の推進
い)」が多かった。		
・高齢者を支える介護事業者の人手不足は喫緊の課題であることから、NPO 法人久留		
米市介護福祉サービス事業者協議会や県と連携して人材の確保に取組み、安定的な		
サービスの提供を確保することが必要である。		
	【介護サービス事業所調査】 ・事業運営上の課題として、「マンパワーの不足」を挙げる事業所が多く、特に施設系サービスで顕著に見られる。 ・従業者の確保のために行政に期待することは、「申請書などの手続きの簡素化」の割合が高い ・人材が不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い(定着率が低い)」が多かった。 ・高齢者を支える介護事業者の人手不足は喫緊の課題であることから、NPO 法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会や県と連携して人材の確保に取組み、安定的な	【介護サービス事業所調査】 ・介護サービス事業 所において、人員不足 設系サービスで顕著に見られる。 ・従業者の確保のために行政に期待することは、「申請書などの手続きの簡素化」の 割合が高い ・人材が不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い(定着率が低 にい)」が多かった。 ・高齢者を支える介護事業者の人手不足は喫緊の課題であることから、NPO 法人久留 米市介護福祉サービス事業者協議会や県と連携して人材の確保に取組み、安定的な

【充実する必要がある取り組み】

介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実、介護人材の確保・定着支援

(参考) 国の基本指針、関係法の動きについて

1 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針のポイント (下線部は、国が第9期計画において記載を充実する事項として示した(案)

基本的考え方

- 〇 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- (1)介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・地域の介護ニーズを適切に捉え、既存施設のあり方も含めて介護サービス基盤を計画的に確保
 - ② 在宅サービスの充実
- (2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ① 地域共生社会の実現
 - ・総合事業の充実化について、第9期に集中的に取り組む重要性
 - 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
 - ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
 - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③ 保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- (3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の資産性向上の推進
 - ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保

2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和5年6月16日公布)

目的:認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

- ⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進
- 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
- ・市町村は、それぞれ市町村計画を策定(努力義務)

2 第9期計画の基本理念等について

国は、高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少が見込まれる2040年を見据えた中長期的な考え方として、「地域共生社会」の実現、その中核的な基盤となる「地域包括ケアシステムの深化・推進」を求めている。

第9期計画においては、この「地域共生社会」の実現、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、第8期計画の 基本理念及び目指すべき姿を継承する。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための基盤となる高齢者の在宅生活にかかる施策に取り組むとともに、5つの「充実する必要がある取り組み」を重点的に推進し、第9期計画の基本方針(案)は、下記のとおりする。

1 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち、久留米

■地域共生社会の実現

■地域包括ケアシステムの推進

2 久留米市が目指すべき姿

- 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- 見守り、支え合いの心が生きるまち
- 〇 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

3 第9期計画において充実する必要がある取り組み

- 〇 健康づくりと介護予防の推進
- 〇 積極的な社会参加の推進
- 〇 災害や感染症への備えの強化
- 〇 認知症施策の推進

〇 介護保険事業の円滑な実施